

江戸川区ハローベビー教室(休日コース)業務委託仕様書

本仕様書は、江戸川区（以下「甲」という）が、受託者（以下「乙」という）とのハローベビー教室（休日コース）事業の委託契約について必要な事項を定める。

1 委託事業名 ハローベビー教室（休日コース）

2 実施場所 江戸川区の健康サポートセンターまたは区が指定する場所

3 委託期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 本契約の更新

本契約は乙による業務の履行内容が良好であり、かつ本契約期間中に甲から指名停止措置を受けなかった場合、本契約の見直しについては、少なくとも5年ごとに行うものとする。

5 委託概要

本委託は、ハローベビー教室（休日コース）事業（内容は「6. 事業内容」のとおり）の事業を委託するもので、乙は次の業務を行うこととする。（実施方法の詳細は「7. 実施方法詳細」のとおり）

- (1) 申し込み受付
- (2) 受講日の決定及び決定通知の発送
- (3) 会場及び使用物品の準備
- (4) ハローベビー教室事業実施
- (5) 後片付け
- (6) 事業結果報告（アンケートの集計含む）及び継続的な支援が必要な妊婦の引継ぎ
なお、募集案内（チラシ作成・配布、ホームページ掲載等）については甲が行う。

6 業務内容

概ね次のとおり。なお、内容の詳細や配布資料、アンケート内容については、甲と協議のうえ決定し、事前に当日のプログラム及び配布資料を区に提出すること。また、甲が指定する資料については参加者に配布すること。

(1) 対象者

原則初めて出産を迎える江戸川区在住の妊婦とその家族を対象とする。

ただし、受講時に江戸川区民であることとする。

(2) 実施規模

年間約2450人

1回24～40名（12～20組）程度

ただし、状況により人数（組数）は変更することがある。

年間72回（1日2回開催）

(3) 実施日時及び会場

令和9年4月1日から令和10年3月31日の期間内の指定した日の午前および午後

日程と会場の詳細については甲と乙で協議のうえ決定し、別に定める。

講座開催時間は、午前は10時から、午後は13時30分からとし、1回あたり2時間とする。当日の従事時間は、準備、片付けを含み7時間程度とする。

(4) 実施内容

- ① 受付
- ② 妊娠と出産の経過にかかる講座
- ③ 妊娠期の生活にかかる講座
- ④ 産後の心と身体の変化にかかる講座
- ⑤ 実習および体験学習（抱っこ及び着替え、おむつ交換、妊婦体験）
- ⑥ 産前産後の事業案内
- ⑦ アンケートの実施、回収

7 実施方法詳細

(1) 申し込み受付

当事業の申し込みは、受付開始日を各回設定して申し込みフォームまたは郵送（往復はがき）にて受け付け、回毎に整理集約すること。

申し込み時に必要な事項は、受講希望者氏名（ふりがな）と生年月日（年齢）、住所、電話番号、出産予定日、受講希望日（希望日は複数）とする。

各回の定員に基づき抽選で受講者を決定する。ただし、妊娠週数等により調整可能とする。定員に達した場合も開催前平日までキャンセル待ち者の対応等を行うこととする。

受付を終了した時点で甲に連絡すること。

乙は、受付状況のほか、受講日の変更やキャンセル等事業に関する電話での問い合わせに対応すること。

(2) 受講日の決定および決定通知の発送

申し込み受付後、受講希望日より受講日を決定し「ハローベビー教室（休日コース）のご案内」（受講できる旨の通知）を発送する。受講希望日が定員超過の場合は、メール又は電話で受講日を調整する。受講日の調整ができなかった場合等は「ハローベビー教室（休日コース）のお知らせ」（受講できない旨の通知）を発送する。

決定通知は、メールまたは返信はがきで行い、その他の発送や連絡に係る費用は、受託者が負担すること。

なお、「ハローベビー教室（休日コース）のご案内」「ハローベビー教室（休日コース）結果について」の内容は別途定める。

(3) 会場及び使用物品準備

使用する物品（ベビー服、おむつ、人形、妊婦体験スーツ、机、椅子等）については、健康サポートセンターで準備する。人形、妊婦体験スーツについては、取り扱いに最善の注意を払い、事業終了後、健康サポートセンターに適正な状態で返却すること。

会場の準備は、実施場所の施設管理担当者（以下「担当者」という）の立会いのもと乙が行うこと。ただし、複合施設等担当者の立ち合いが不要な施設においてはその限りではない。

施設の利用にあたっては、事業従事者は名札を着用し、詳細については使用施設の規定等に従うこと。

乙が駐車場を使用する場合は、事前に担当者の承諾を得ること。

乙は事業実施日のおおむね2日前までに担当者へ申し込み状況をメールで連絡し、開催後に受講者の名簿を区指定の電子申請を介して提出すること。

(4) ハローベビー教室（休日コース）事業実施

当日は受付簿を用意すること。また、受付時に受講者の母子健康手帳に受講記録を記載すること。事業実施中に事故等が発生した場合は速やかに対処し、担当者に報告すること。

(5) 後片付け

事業終了後、施設を実施前の状態に戻し、担当者へ報告すること。忘れ物があった場合は、担当者へ届け出ること。

(6) 実施報告

「事業実施報告書」及び「往信はがき」「参加者名簿」「アンケート」及び「アンケート集計票」は実施月分をとりまとめ、速やかに甲に提出すること。また、継続的な支援が必要な妊婦がいた場合は、本人の了承を得たうえで、住所地を担当する健康サポートセンターの保健師に引継ぎを行うこと。

8 本契約による委託案件の中止

甲の指示による中止については、当選決定後より下記のとおり乙が甲に請求することができる。また、中止の場合、乙は受講者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

	中止作業費	中止事務手数料
実施日の3営業日前～当日	10,000円	15,000円
受講者決定通知後～実施日の4営業日前	-	15,000円

9 業務体制および従事者

(1) 業務体制

従事者は少なくとも1名は助産師資格を有し、両親教室の指導経験があるなど経験豊富なものであること。その他は看護師の資格を有するもの、または本事業に従事するための研修を受けたものとする。各回の従事者数目安は5名以上とする。

(2) 従事者名簿の提出

契約締結後、速やかに従事予定者名簿と助産師または看護師免許の写しを提出すること。

従事予定者に変更がある場合は、速やかに変更届を提出すること。また、事前に開催日ごとの従事予定者の名簿を甲に提出すること。名簿には、当日の責任者を明記すること。

10 個人情報の保護

以下の条件を遵守し、事故が起こった場合は速やかに報告すること。これに反した場合は、契約を解除し、甲は損害賠償を請求することができる。

(1) 乙はこの事業により、直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。

(2) 乙はこの事業で収集した個人情報を、甲の指示する目的以外に使用し、または第三者に提供しないこと。

(3) 乙はこの事業で収集した個人情報の全部または一部を甲の許可なく複写、または複製しないこと。

(4) 乙は、個人情報について善良なる管理者の注意義務を持ってあたり、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、毀損の防止その他個人情報の適正な授受、管理及び保護を図るため必要な措置を講じること。また、必要に応じ個人情報の管理に係る甲の検査を受けること。

(5) 乙は収集した個人情報をもとに作成した名簿や受付簿については、毎回事業終了後にデータを削除し、個人情報データ削除報告書を提出すること。

(6) 乙は、この事業の全部または一部を他へ委託しないこと。

(7) 業務にあたり、個人情報に関する特約条項(様式1)を遵守すること

1.1 一般的禁止事項

以下の内容について禁止する。

- (1) 著しく受講者及びその家族等、江戸川区民の信用を損なうような行為
- (2) 営利活動および事業者、特定の育児用品等の宣伝、または思想、宗教等の普及活動
- (3) 金銭等を受講者から徴収する行為

1.2 支払方法

毎月払いとし、事業実施報告書に基づき検査合格の後、正当な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

1.3 その他

- (1) 乙は、受託業務の実施予定及び実施状況について、随時、また甲から求められたときは速やかに報告すること。緊急時における体制整備及び対応方法を明確なものとし、適正な実施に努めること。苦情に対する体制についても明確なものとする。
- (2) 本受託業務実施に関して事故等があった場合は、乙において迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに報告すること。
- (3) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。
- (4) 本受託業務実施に際しては、江戸川区における母子保健事業を理解し、支障のないよう必要な事項の習得に努めること。
- (5) 乙が甲の備品を破損し甲から損害賠償を求められた場合には、乙は誠意を持ってこれを受け入れること。
- (6) この仕様書に定めのない事項および疑義のある場合は、甲と乙双方が協議のうえ、決定する。